

○貨幣交換差増減整理手続（昭和8年7月18日蔵理第788号）

最終改正：平成17年3月31日財理第1304号

第一条 外国貨幣、外国貨幣払為替券、金地金等ヲ基礎トスル国庫金ノ出納上換算
価格ノ差異ニ依リ差増減ヲ生シタルトキハ本手続ニ依リ之ヲ整理スヘシ

第二条 日本銀行ニ於テ外国貨幣ヲ基礎トスル海外払経費送金ノ為為替取組上生シ
タル差増減ニ対シ日本銀行国庫金取扱規程第三十一条又ハ第三十九条第四項ニ依
リ之カ取扱ヲ為ス場合ニ於テハ

- 一 差減額ハ国庫金未整理（内訳科目「外国送金取組不足額」）トシテ整理シ置
キ一般会計ニ基クモノニ付テハ財務省ニ、特別会計ニ基クモノニ付テハ当該特
別会計ニ請求シ資金ノ交付ヲ受ケ之ヲ補填シ
- 二 差増額ハ一般会計ニ基クモノニ付テハ当該年度財務省主管財務省歳入（貨幣
交換差増ノ科目、歳入徴収官財務省大臣官房会計課長）へ、特別会計ニ基クモ
ノニ付テハ当該年度、当該特別会計歳入（貨幣差増ノ科目、所管大臣ノ指定シ
タル歳入徴収官）へ納付ノ手続ヲ為スヘシ

第三条 左記各号ニ掲クル差増減ニ付テハ前条ニ準シ之カ取扱ヲ為スヘシ此ノ場合
ニ於テ第一号及第二号ニ掲クル差減額ヲ整理スヘキ国庫金未整理ノ内訳科目ハ
「外貨売却不足額」トシ、第三号ニ掲クル差減額ヲ整理スヘキ国庫金未整理ノ内
訳科目ハ「外国送金取消不足額」トス

- 一 外国貨幣、外国貨幣払為替券、金地金等売却ノ為生スル差増減
- 二 外国貨幣ヲ以テ受入レタル歳入金ノ払込又ハ外国貨幣ヲ基礎トスル返納金ニ
シテ換算率ノ差異ニ依ル差増減
- 三 邦貨又ハ外国貨幣ヲ基礎トスル海外払経費送金ノ取消ヲ為シタル場合ニ於テ
其ノ取消ニ依ル外国為替売却ノ為生シタル差増減

第四条 左記各号ノ場合ニ於テハ財務大臣ノ通達ニ依リ国庫金未整理中「貨幣交換
差増」又ハ「貨幣交換差減」ノ内訳科目ヲ設ケ差増減ヲ区分整理スルモノトス

- 一 政府海外払経費ニシテ在外指定預金ヨリ振替ノ為差増減ヲ生シタルトキ
- 二 在外指定預金、外国貨幣、金地金等ノ保有価格引直又ハ国庫内移替ノ為差増
減ヲ生シタルトキ

② 前項ノ場合ニ於テハ年度末ニ於テ各会計毎ニ区分シ一箇年度分ヲ集計シ其ノ結
果

- 一 差減トナリタルトキハ第二条第一号ニ準シ資金ノ交付ヲ受ケ之ヲ補填シ
- 二 差増トナリタルトキハ第二条第二号ニ準シ編入ノ手続ヲ為シ手続済ノ上ハ其
ノ旨所属会計ニ報告スヘシ